

木質バイオマス燃焼灰の 自ら利用の手引き(概要版)

木質バイオマスボイラーから排出される燃焼灰を自らが有効利用することが可能となりました。有効利用する場合には、下記のことにご注意してください。

1. 利用可能な燃焼灰

製材由来のものや林地残材からの木材等（塗料や薬剤など有害な化学物質により処理された木材、海中貯木された木材、建築廃材などの解体木材、砂礫付着が多い根株及び履歴不明な木材を除く。）を、「チップ」、「おが粉」、「ペレット」などの燃料用に加工したものを、木質バイオマス専焼ボイラー（焼却炉タイプで燃焼中に外部から物が入られる投入口を有する物を除く。）で燃焼させて生じた灰とします。

2. 燃焼灰を自ら利用する方の務め

燃焼灰を自ら利用する方は、灰を飛散、流出及び地下に浸透させないように保管すること、並びに適正に利用することに細心の注意を払い、地域住民の生活環境の保全に支障のないようにしてください。

3. 自らが排出する燃焼灰についての整理と記録

有効活用が確実で、かつ不要物と判断されないことを証明するために、以下の点について整理し、記録しておきます。様式は任意ですが、手引きに参考様式を掲載しています。また、記録したものは個人又は部会やグループで管理し、必要に応じて提出できるようにしておいてください。

- ・ 使用燃料について：燃料の種類、購入業者名、製造業者名、原料の樹種や使用部位等（燃焼灰の成分分析データがあれば添付）
 - ・ ボイラーについて：型式、メーカー、製品名、型番、購入業者等
 - ・ 年間燃料使用（予定）量と燃焼灰発生（予定）量
 - ・ 燃焼灰の保管状況について：保管場所所在地、面積、保管方法等
 - ・ 利用形態（自ら利用、販売、譲渡）及び利用目的（肥料、その他）と年間利用計画
 - ・ 利用方法：面積当たりの施用量（草木灰として利用の場合）、年間利用（予定）量
- ※ 燃焼灰の発生量、利用量、保管量の各実績についても、記録が必要です（様式は任意）。

4. 適正な利用

燃焼灰を炭酸石灰（炭カル）や苦土炭酸石灰等の石灰質資材の代替として使用する場合は、以下の点にご注意してください。

- (1) 土壌pHが栽培作物の適正域より低い場合に施用します。
- (2) 施用量は、土壌pHや土壌の種類、燃焼灰のアルカリ分によっても異なりますが、必要な炭酸石灰量の80%が目安です。
- (3) 土壌分析結果を基に施用量を決定し、毎年一定量を機械的に施用しないでください。
- (4) 加里分（6～14%程度）を含むため、基肥の加里成分を減らすことが可能です。
- (5) 露地ほ場では、飛散防止のため施用後速やかに耕うんしてください。
- (6) 土壌pHの測定及び施用量の確認等については、最寄りの農業振興センター又は農業改良普及所にご相談ください。

○詳細は「木質バイオマス燃焼灰の自ら利用の手引き」を参照してください。手引きは、高知県庁ホームページ内木材利用推進課のページからダウンロードできます。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/031001/bionensyobai-tebiki.html>